

申告の準備はお早めに

確定申告、市・県民税の申告時期が近づいてきました。申告会場にご来場の際は感染予防に努めていただくとともに、資料作成など事前準備をして滞在時間の短縮にご協力をお願いします。また、会場の混雑を避けるため、パソコン・スマートフォンでの申告もご利用ください。

申告会場

■確定申告

とき 2月16日(月)～3月16日(月) 9:00～17:00 (受付時間 8:30～16:00)

※土・日・祝日は除く

ところ 駅南庁舎(さざんか会館隣) 地階第5会議室

【休日申告】3月1日(日) 9:00～17:00 (受付時間 8:30～16:00)

※確定申告は自宅からe-Taxでお願いします。

※入場するには「入場整理券」が必要です。LINEを通じたオンライン事前発行をご利用ください。

確定申告会場においても当日分を発行しますが、数に限りがあるため、状況に応じて後日の来場をお願いする場合があります。

※確定申告会場では、原則としてご自身のスマートフォンを利用して申告書などを作成していただきます。

※マイナンバーカードおよび電子証明書の有効期限を確認のうえ、ご持参ください。利用者証明用電子証明書(数字4桁)および署名用電子証明書(英数字6文字～16文字)のパスワードが必要です。

※確定申告会場の駐車場は駅南庁舎のほか鳥取税務署も利用できますが、台数に限りがあります。公共交通機関でご来場ください。

■市・県民税の申告

とき 2月16日(月)～3月16日(月) 9:00～17:00 (受付時間 8:30～16:00)

※土・日・祝日は除く

ところ 駅南庁舎 地階第4会議室

【休日申告】3月1日(日) 9:00～17:00 (受付時間 8:30～16:00)

※各総合支所地域の申告の日程は、総合支所により1月号または2月号でご確認ください。

※期間中は、鳥取税務署および市役所本庁舎での申告・相談は受け付けません。

自宅で完結!

申告はパソコン・スマートフォンからが便利です

確定申告

電子申告(確定申告はe-Tax、市・県民税の申告はeLTAX)に必要なものを準備

- ・マイナンバーカード※
- ・スマートフォンまたはICカードリーダライタ
- ・マイナンバーカードのパスワード2つ

①利用者証明用電子証明書(数字4桁) ②署名用電子証明書(英数字6文字～16文字)

※マイナンバーカードおよび電子証明書の有効期限が過ぎている場合、手続きができません。

STEP1 国税庁ホームページへアクセス

「確定申告書等作成コーナー」でウェブ検索してください。スマートフォンの場合は二次元コードからアクセスできます。



STEP2 確定申告書の作成

マイナンバーカード方式を利用して、源泉徴収票などの関係書類から画面案内に従って金額などを入力すると申告書が作成されます。

STEP3 確定申告書を送信

画面案内に従って送信。※納付の人は、国税の納付もキャッシュレスが選べます。



市・県民税の申告においても、eLTAXからマイナンバーカードを利用した電子申告が可能になりました。

また、本市公式ウェブサイトに掲載する「住民税申告書作成・試算システム」でも申告書を作成できます。申告書をプリントして、関係書類とともに各申告会場へ持参、または市民税課へ郵送してください。

※令和8年度版のシステムは1月上旬運用開始予定です。詳しくは市民税課へお問い合わせください。

市・県民税の申告

の申告

問い合わせ先

【確定申告】

【市・県民税の申告】

問	鳥取税務署	TEL 0857-22-2141
問	本庁舎市民税課	(21番窓口) FAX 0857-30-8147
問	各総合支所市民福祉課	(21番窓口) FAX 0857-20-3921

確定申告が必要な人は次のとおりです。
【給与所得がある人】
次のいずれかに該当する人など
①給与収入が2千万円を超える人
②給与所得・退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人
③2カ所以上から給与をもらい、主な給与以外の給与収入と給与所得・退職所得以外の所得合計額が20万円を超える人
※②③が、20万円以下の場合でも市・県民税の申告は必要です。
【年金所得のある人】
次のいずれかに該当する人など
①公的年金などの収入金額が400万円を超える人
②公的年金などに係る雑所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人
③外国の法令に基づく年金を受給している人
【給与以外の所得がある人】
次の場合など、確定申告をすると源泉徴収された所得税の還付を受けられことがあります。
①年の中途で退職し、再就職していない場合
②その他各種控除(医療費控除など)を適用する場合

不動産所得、一時所得(保険満期金など)、雑所得(個人年金など)、分離課税所得など
【還付申告】
次の場合など、確定申告をすると源泉徴収された所得税の還付を受けられます。
①年次で退職し、再就職していない場合
②その他の各種控除(医療費控除など)を適用する場合

※医療費控除を受けようとする場合は、医療費控除明細書を作成のうえ申告してください。医療費の領収証などは提出せず、個人で5年間保存してください。
【市・県民税の申告】
次の場合は、医療費控除明細書を作成のうえ申告してください。
③収入が公的年金のみの人
④国保の軽減を受ける人や、各種給付・助成申請にあたり必要な人、非課税証明書を取得する人などは令和7年中の所得がない場合は令和7年中に市・県民税の申告が必要です。
※令和7年中に市・県民税の申告書を提出した人に対しては、確定申告をした場合などを除き、「令和8年度市民税・県民税申告書」を1月末ごろ郵送します。
※令和8年1月5日より市・県民税の申告においてもeLTAXからマイナンバーカードを利用した電子申告が可能になります。詳しくは市・県民税申告の電子化特設ページをご覧ください。
【問い合わせ】
問 TEL 0857-22-2141
問 本庁舎市民税課 (21番窓口) FAX 0857-30-8147
問 各総合支所市民福祉課 (21番窓口) FAX 0857-20-3921